

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十四号

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項中「教育委員会事務局教育部指導第二課」を「教育委員会事務局教育部
高校教育指導課」に改め、同表の十五の項中

広島県自治総合研 修センター		研修企画監
広島県立西部農業 技術指導所		次長

を

広島県自治総合研 修センター	参事	研修企画監
広島県立西部農業 技術指導所	次長	次長

に、

広島県立呉高等技 術専門学校	庶務課長	
広島県立福山高等 技術専門学校	庶務課長	副校長
広島県立三次高等 技術専門学校	庶務課長	

を

広島県立呉高等技 術専門学校	庶務課長	副校長
広島県立福山高等 技術専門学校	庶務課長	副校長
広島県立三次高等 技術専門学校	庶務課長	副校長

に改め、同表の十六の項中

広島県西部病害虫 防除所		次長
-----------------	--	----

を

広島県西部病害虫 防除所	次長	次長
-----------------	----	----

に、

広島県立文書館		
---------	--	--

を

広島県立文書館

副館長

に改める。

別表第二の一の項を次のように改める。

一 総務局総務課	参事	一 当該課の所掌に属する旅費のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認 二 知事部局の本庁で収納する行政手続条例の規定による聴聞に関する資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管
	担当監	一 広島県通信費経理事務取扱規則（昭和四十四年広島県規則第二十七号）の規定により受払いをする郵便切手及び郵便葉書の出納及び保管 二 広島県立文書館で収納する県税外収入に係る現金の出納及び保管 三 当該課で収納する情報公開条例の規定による行政文書の写しの交付、個人情報保護条例の規定による保有個人情報記載が記録されている行政文書の写しの交付及び情報公開・個人情報保護審査会設置条例の規定による意見書又は資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管

別表第二の二の項中「課長」を「参事」に改め、同項委任事務の欄中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該課の所掌に属する旅費のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認

別表第二の四の項中「課長」を「参事」に改め、同項委任事務の欄中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該課の所掌に属する旅費のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認

別表第二の九の項中「都市局都市政策課」を「土木局都市計画課」に改め、同表の十三の項中「都市局住宅課」を「土木局住宅課」に改め、同表の十八の項中

庁（労働委員会事務局及び監査委員事務局を除く。）の課、室、隊及びプロジェクトチーム	課長、室長、隊長 又は担当課長	一 当該出納員の所属する当該機関の所掌に属する旅費のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認
---	--------------------	---

を

庁（労働委員会事務局及び監査委員事務局を除く。）の課（総務局総務課、総務局人事課及び総務局税務課を除く。）、室、隊及びプロジェクト・チーム	課長、室長、隊長 又は担当課長	一 当該出納員の所属する当該機関の所掌に属する旅費（当該出納員の所属する当該機関の他の出納員の分掌事務に係るものを除く。）のうち、旅費シSTEMにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認
総務局経営企画チーム	政策監	に、

東広島支所 梨ダム管理事務所	所長	を	東広島支所 梨ダム管理事務所	所長	に改め、同表の十
東広島支所 富ダム管理事務所	所長		東広島支所 梨ダム管理事務所	所長	

九の項中

労働委員会事務局	課長、主任労働監 又は労働監	を
監査委員事務局	課長又は主任監査監	

総務局行政管理課	政策監	に改め、同表に備考として次のように加
労働委員会事務局	課長、主任労働監 及び労働監	
監査委員事務局	課長、監査総括監 及び監査管理監	

える。

備考 同一の職が二以上置かれている場合には、庶務事務を担当する者で上席のものとする。

別表第三の一の項中「総務局総務課出納員」の下に「（当該委任事務を委任された者に限る。）」を加える。

別表第四の四の項中「都市局都市政策課」を「土木局都市計画課」に改め、同表の五の項中「都市局住宅課」を「土木局住宅課」に、「教育委員会事務局教育部指導第二課」を「教育委員会事務局教育部高校教育指導課」に改め、同表に次の一項を加える。

六 教育委員会事務局教育部高校教育指導課	広島県立高等学校出納員	一 高等学校授業料及び定通修学奨励金返還金に係る県税外収入の徴収
----------------------	-------------	----------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。